

## 平成30年第6回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年6月29日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員（38名）

#### 出席農業委員（19名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

#### 欠席農業委員（なし）

#### 出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
樋口幹夫	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

#### 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

鈴木 信 秋 委員

小 泉 光 敏 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成30年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が8件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が15件、合わせて30件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

過日6月10日の日に、農業委員会を代表しまして、南相馬市で行われました全国植樹祭に参加をさせていただきました。

そして、最近の報道等を見ますと、11カ国TPP、それから福島県につきましては廃炉の問題等、まだまだ困難な時期が続くと思いますが、皆様にはいい品物をつくっていただいて、少しでも収入を上げていただくよう頑張っていたきたいと思っております。

本日の案件につきましては、30件ほどご審議をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、13番、塩田一也委員、14番、矢吹幸彦委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

鈴木信秋委員、小泉光敏委員の2名であります。

---

◎議案第1号

会 長 続きます、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年6月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8まで朗読】

以上、その1からその8までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

星委員 11番の星です。

この件につきましては、6月24日午後から、私と小泉委員さんとともに譲渡人、譲受人の代理人においでいただきまして、現地において確認と申請に至るまでの経過等を聞き取り調査いたしました。その際、申請内容には相違がないということを確認しております。

それで、譲受人が農業と会社員になっているのですがけれどもこのように農地を求めても、農地を実際耕作していくことができるのかという疑問があり、代理人さんでは話がわからないということで、当日は出張で来れないということだったものですから、二、三日中にうちに来てくれということをお願いいたしまして、譲受人の父と専務にこの内容について、いろいろ突っ込んだ話をさせてもらいました。クリの植栽を考えているということですので、申請内容で、きっちりやってもらわなければだめだと厳しく話をさせていただきました。それで、5年間の作業日程を出していますから、その5年間、星さんによく見ておいてもらっていい

ですよと。何ら間違ったことがあれば、遠慮なく意見を求めてほしいと、そういうところを確認しましたので申請どおりやってくれると思いますから、なお、事務局もその辺を踏まえて、これから先、見てくようお願いします。なお、先ほど申し上げましたように、申請内容等には問題がないということで、皆様の審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

北野委員。

北野委員 この譲受人は、農業をやっているんですか。これは事務局でどういう調査をしたんですか。

それから、単価で平米30円。下の2つは、これは場所が違っても1,000円になると。これはどういう査定の方法をしているのか、その辺、ちょっと説明をお願いします。

事務局（竹内副主査） まず、譲受人の現在の農家台帳の面積についてですが、自作地が、1万4,378平米ございまして、市内に8筆、表郷に2筆、東に3筆ございます。

金額のほうに関しましては、こちらは譲渡人と譲受人の当事者間で決めていただいている値段です。

会 長 そういうことなんですけれども、北野委員、いかがでしょうか。

北野委員 要するに、説明の内容が整っていないね。私は、その人はよく知っている人なんです。実際、やれないよ。それを頭に置いて、よく調査しないと、これはまずいですよ。

会 長 計画書が出ているそうですね。

事務局（竹内副主査） はい。

会 長 それに基づいて、指導するようにお願いします。

いかがでしょうか。

星委員。

星委員 先ほどの説明で、ちょっと漏れていましたけれども、水田のほうは鹿島の転寝の森近辺にあるそうで、ここ3年ぐらいは鹿島の方にご指導をいただきながら、せがれが米づくりをやっているという話でした。

あと単価的なもの、詳細のことは申し上げられないんですけれども、譲受人の関係で、こういう単価の設定があつたらしいです。

会 長 ありがとうございます。

北野委員、いかがですか。指導していくということで。

北野委員 星委員の説明を聞いていると、随分突っ込んで話をしたみたいだから、星委員にお

任せしていきます。

会 長 事務局のほうで。わかりました。

ほかにご覧いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、今、事務局が答えたように、計画書のとおりに進めていけるかどうか指導をしていくということにさせていただきます。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 農地法第3条その2とその3について、関連がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 10番の齋藤です。

この2件について説明いたします。

今月の21日の日に、私と鈴木信秋委員さんとその2の譲渡人の息子さん、それにその3の譲渡人の娘さん、譲受人の代理人の行政書士の5人で立ち会って現地を調査いたしました。

まず、この土地を譲り受けて、今後どのような農地利用をしていくのかということを慎重に聞き、5年間の農地営農計画書を出して説明してくれました。その2、その3の土地は隣同士なので、両方一緒に整地をして、そしてクリの木を植栽すると言っていました。そういうことならば、周辺農地に迷惑は絶対にかけないように、きっちり管理するようお願いいたしました。そのほかは申請書どおりであるということです。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしの声がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2、その3についても原案のとおり決定をいたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂担当の篠宮です。

許可申請内容について、6月23日9時に担当委員の矢野さん、山本さんと譲受人と4人で、現地で申請内容を確認いたしました。譲渡人は電話で申請内容について間違いのないことでした。周辺農地に影響はないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る6月21日、私と滝田委員さん、譲渡人、譲受人と現地を確認いたしました。双方とも申請内容について間違いはないことでした。周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この案件につきましては、去る6月24日、本宮勝正委員とともに譲渡人、譲受人に現地に集まっていたき確認いたしました。今、野菜畑になっておりまして、周りに与える環境も何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂担当の斎藤です。

今回の申請について、山本委員さん、矢野委員さんと2人で、24日に現地で譲受人と確認をいたしました。

親子ということで、譲受人と確認し、特に申請の内容については間違いのないことな

ので、周辺農地への影響については特に問題はないものと思います。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第3条その8についてを審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂担当の斎藤です。

今回の申請について、去る24日に山本委員さん、矢野委員さんと、譲受人とお会いいたし  
まして、現地のほうで確認いたしました。申請内容も間違いのないこととして、周辺農  
地への影響もないものと思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定します。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議しま  
す。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の  
規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項  
及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年6月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、7ページをごらんください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、6月24日、早津和一委員と現地に譲渡人、譲受人に来ていただ  
いて確認いたしました。

この地図のとおり、建屋のほうは北側方面に建つということで、東側に畑として農地がご  
ざいますが、日照に関しても問題ないと確認しております。それから、この立地条件を見ま  
すと、前のほうが駐車場ということで、道路が、排水、雨水が流れて南側側溝に流し込む計  
画というような形で何ら問題ないものと考えております。皆様方のご審議よろしくお願  
いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、12ページをごらんください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

**【その2朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭です。

去る6月24日10時から有賀委員さんと現地で立ち会いました。譲渡人の実子、譲受人の奥  
さん4人で現地立ち会いました。駐車場にするということでしたので、周りの農地に対する

影響はほとんどないものなので、皆様方のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、17ページをござらんください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

**【その3朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の地域の農業の振興に資するための事業中の農業施設に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る6月24日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に来てもらい、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、22ページをござらんください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

**【その4朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 白坂担当の齋藤です。

今回の申請について、去る24日に山本委員さん、矢野委員さんとともに現地調査を行いました。譲渡人と申請内容について確認いたしました。譲受人は月曜日に電話にて確認をさせていただきます。この内容については間違いはないということで確認をしました。転用による周辺農地への影響は特に問題ないものと思われまます。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、27ページをごらんください。

農地法第5条その5についてご説明申し上げます。

**【その5朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可  
できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼担当の邊見です。

今回の申請につきまして、去る6月21日に高橋義勝委員さんと譲渡人の3名で現地調査  
を行いました。譲受人は遠方で、電話での確認をさせていただきます。譲渡人と譲受人は、  
先程ありましたように、親子関係になります。今回は、申請内容について確認したところ、  
双方とも相違ないということで確認をさせていただきます。今回の転用による周辺農地へ  
の影響は特に問題ないと思われまます。皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、32ページをごらんください。

農地法第5条その6についてご説明申し上げます。

**【その6朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る6月24日、鈴木委員と譲渡人、譲受人の4名で申請書及び現地を調査いたしました。

何ら問題もないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、37ページをごらんください。

農地法第5条その7、一時転用事業についてご説明を申し上げます。

**【その7朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許  
できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろし  
くお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 市内東部の齋藤です。

この申請内容について説明いたします。

今月22日の日に、私と鈴木信秋委員さんと譲受人、それに譲渡人と4人で現地を調査いたしました。双方ともに申請書どおり間違いがないということでもあります。この転用によって周辺農地への影響はないと思われま。皆さんのご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

42ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。平成30年6月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は、承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第15号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第15号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

総体的にごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡事項をお願いいたします。

局長。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡申し上げます。

お手元に農業委員会の情報活動の意義と役割と題したパンフレットをお配りしております。これは先月の総会で、全国農業新聞の購読に向けた普及推進活動を行う際にご活用いただきたいということで、既に申込書等はお配りしておりますが、改めて福島県農業会議より農業委員会の情報提供活動に関する取り組みとして全国農業新聞の普及推進依頼があり、その際に追加送付いただいた資料となります。この普及推進に当たっては、農業委員会法で農業一般の情報の提供といった農業委員会業務の一環とされていることなどが記されております。委員の皆様におかれましても、多数のご購読をいただいているところでございますが、まだという方につきましては、ぜひこの機会にご購読いただけますようお願い申し上げますとともに、各地域の農業者の皆様方へのPRについて、よろしくをお願いいたします。

なお、申し込みについては、お手数でございますが、配付済みの申込書を事務局までお届けいただきたいことをお願いいたします。

次に、本日の総会前に地区代表委員による親睦会役員会を開催し、7月の懇親会、暑気払いの開催についてご協議をいただきました。7月31日火曜日、次回総会終了後、午後6時から表郷の関の里で開催することに決定いたしました。後日、ご案内申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、次回総会につきましては、先ほどご案内のとおり、7月31日火曜日、開催時間は午後3時半からこの場所で開催いたします。開催時間を懇親会の関係で変更してございますので、ご注意願います。

以上でございます。

会 長 その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

今、局長から連絡がありましたように、来月は総会の時間が15時30分、午後3時半となっておりますので、くれぐれも時間のお間違いのないように、それから、暑気払いにつきましては、皆様、万障繰り合わせの上ご参加をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第6回白河市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

(午後 3時10分)